

むつ市告示第49号

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項及び騒音に係る環境基準について(平成十年九月三十日環境庁告示第六十四号)の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

・A類型

むつ市(平成十七年三月十三日現在におけるむつ市の区域に限る。)の区域のうち都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

・B類型

むつ市(平成十七年三月十三日現在におけるむつ市の区域に限る。)の区域のうち都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

・C類型

むつ市(平成十七年三月十三日現在におけるむつ市の区域に限る。)の区域のうち都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

平成24年4月1日

むつ市長 宮下 順一郎